

## 薬用植物生産拡大支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、薬用植物の産地化を支援するため、市町村、農業協同組合、農地所有適格法人、農業者組織等（以下「事業実施主体」という。）が実施する薬用植物生産拡大支援事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助金等の交付の対象となる経費及びその補助率)

第2条 前条に規定する事業及びこれらに対する補助率等は別表に掲げるとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、本事業とは別に国または地方公共団体から補助金等の交付を受ける事業は、交付の対象としない。ただし知事が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

### (補助金等交付申請書及び添付書類の様式、提出期限)

第3条 補助金の交付を受けようとする事業実施主体は、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類等を添えて、知事に提出しなければならない。

- 2 事業実施主体は、前項の申請書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。

ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

### (補助金の交付決定)

第4条 知事は、補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2号）により事業実施主体に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第5条 規則第6条に規定する補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事業に要する経費の配分又は事業の内容の変更(別表に定める軽微な変更は除く。)をしようとするときは、変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)を提出し、知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止又は廃止しようとするときは、変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)を提出し、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(補助金の交付方法)

第6条 補助金は、精算払いとする。ただし、知事は、必要があると認める場合には、事業実施主体に対し、概算払いにより交付することが出来る。

- 2 事業実施主体は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

(実績報告書の様式、提出期限)

第7条 事業実施主体は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書(様式第5号)に係る書類等を添えて知事に提出しなければならない。

- 2 第3条第2項ただし書きにより交付の申請をした事業実施主体は、前項の実績報告書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合には、当該消費税等仕入控除税額を減税して報告しなければならない。
- 3 第3条第2項ただし書きにより交付の申請をした事業実施主体は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を、消費税等仕入控除税額報告書(様式第6号)により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第8条 知事は、事業の完了又は廃止に係る実績報告を受けたときは、当該報告に係る事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合

するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業実施主体に通知するものとする。

(書類の提出)

第9条 事業実施主体は、本要綱に規定する書類については、正副2部を代表者の住所を所管する農務事務所を経由し知事に提出するものとする。ただし、複数の農務事務所に事業実施場所の範囲が及ぶ場合にあつては、主な事業実施場所を所管する農務事務所を経由するものとする。

(書類の保管)

第10条 補助事業にかかる帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成34年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表（第2条関係）

補助区分	補助対象経費	補助率	軽微な変更
薬用植物生産拡大支援事業	1 原材料費（種苗費等） 2 消耗品費（薬用植物の生産に要する資材費等）  ただし、当該事業により導入した種苗や資材等の維持管理に係る経費については、補助対象外とする。	1 / 2 以内  （上限 200 千円）	1 補助対象経費の相互間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合  2 補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合

(様式第1号)

番 号  
年 月 日

山梨県知事 殿

事業実施主体  
所在地  
団体名  
代表者名 印

年度薬用植物生産拡大支援事業費補助金交付申請書

このことについて、別紙計画書のとおり実施したいので、薬用植物生産拡大支援事業費補助金交付要綱第3条の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

- 1 補助事業の名称
- 2 補助事業の目的及び内容
- 3 交付申請額     ¥
- 4 添付書類
  - (1) 事業計画書(様式第1号の2)
  - (2) 収支予算書(様式第1号の3)
  - (3) その他必要な書類

※(1)及び(2)については、薬用植物生産拡大支援事業実施要領に基づく事業実施計画の承認を得た場合においては、当該事業実施計画書をもってこれに代えることができる。

(様式第1号の2)

年度薬用植物生産拡大支援事業計画書

1 事業計画

事業 主体名	実施場所	事業内容	事業費 (円)

2 事業費

総事業費 (A) + (B) (円)	負担区分		備考
	県補助金(A) (円)	その他資金(B) (円)	

3 事業完了予定年月日

年 月 日

(様式第1号の3)

年度薬用植物生産拡大支援事業収支予算書

1 収支予算

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (円)	前年度予算額 (円)	比 較 増 減 (円)		備 考
			増	減	
県補助金 その他 資金					
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (円)	前年度予算額 (円)	比 較 増 減 (円)		区 分
			増	減	
事業費					
計					

様式第2号

番 号  
年 月 日

事業実施主体 殿

山梨県知事

年度薬用植物生産拡大支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった薬用植物生産拡大支援事業補助金については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、規則第7条の規定により通知する。

- 1 補助金の交付の対象となる事業は、年 月 日付けで申請のあった薬用植物生産拡大支援事業とし、その内容は交付申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	¥
補助金の交付決定額	¥
- 3 補助金の交付の条件は次のとおりとする。
  - (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更についてはこの限りではない。
    - ア 補助対象経費の各費目相互間におけるいずれか低い額の20%以内の経費の配分の変更
    - イ 補助事業の目的の達成に支障がなく補助金の増額を伴わない事業計画の細部の変更
  - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

- (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

#### 4 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

- (1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。

ア 補助金の他の用途への使用をしたとき

イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき

エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき

- (2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

- (3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年 10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

- (4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

- 5 補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。

- 6 補助事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して一箇月を経過した日又は 年 4 月 1 0 日のいずれか早い期日まで、補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。

- 7 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

(様式第3号)

番 号  
年 月 日

山梨県知事 殿

事業実施主体  
所在地  
団体名  
代表者名 印

年度薬用植物生産拡大支援事業費補助金  
事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、次の理由により事業計画を変更（中止・廃止）したいので、薬用植物生産拡大支援事業費補助金交付要綱第5条の規定により、申請します。

- 1 変更（中止・廃止）の理由
- 2 変更（中止・廃止）の内容

(様式第4号)

番 号  
年 月 日

山梨県知事 殿

事業実施主体  
所在地  
団体名  
代表者名 印

年度薬用植物生産拡大支援事業費補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった薬用植物生産  
拡大支援事業費補助金について、次のとおり概算払いを請求します。

1 概算払請求額 円

2 内 訳

補助金交付 決定額 ①	既概算 交付額 ②	差引額 ①-②=③	今回概算 請求額 ④	備 考

3 概算払請求の理由

4 支払の方法

(1) 現 金 指定金融機関名  
(2) 口座振替 振替先金融機関名 預金種別 (当座・普通)  
口座名 No.

(様式第5号)

番 号  
年 月 日

山梨県知事 殿

事業実施主体  
所在地  
団体名  
代表者名 印

年度薬用植物生産拡大支援事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、薬用植物生産拡大支援事業費補助金交付要綱第7条の規定により報告します。

- 1 事業報告書（様式第3号の2）
- 2 収支決算書（様式第3号の3）
- 3 その他添付書類

- ※1 事業実施報告書を添付すること。
- ※2 その他添付書類については、交付申請書又は変更承認申請書に添付したものに変更がある場合について添付すること。
- ※3 口座振替の振込金融機関名、預金種別、口座名、口座番号等を記載したものを添付すること。

[以下、別記様式1に準じて作成すること。]

(様式第5号の2)

年度薬用植物生産拡大支援事業報告書

1 事業結果

事業 主体名	実施場所	事業内容	事業費 (円)

2 事業費

総事業費 (A) + (B) (円)	負担区分		備考
	県補助金(A) (円)	その他資金(B) (円)	

3 事業完了年月日

年 月 日

(様式第5号の3)

年度薬用植物生産拡大支援事業収支決算書

1 収支決算

(1) 収入の部

区 分	本年度決算額 (円)	本年度予算額 (円)	比 較 増 減 (円)		備 考
			増	減	
県補助金 その他 資金					
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度決算額 (円)	本年度予算額 (円)	比 較 増 減 (円)		備 考
			増	減	
事業費					
計					

(様式第6号)

番 号  
年 月 日

山梨県知事 殿

事業実施主体  
所在地  
団体名  
代表者名 印

年度薬用植物生産拡大支援事業費補助金消費税等仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった、薬用植物生産拡大支援事業費補助金について、薬用植物生産拡大支援事業費補助金交付要綱第7条第3項の規定により報告します。

1 補助金の額の確定額 ( 年 月 日付け第 号による額の確定通知額)

¥

2 補助金の確定時に減額した消費税等仕入控除税額

¥

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税等仕入控除税額

¥

4 補助金返還相当額

¥

5 添付書類

- ・知事が必要と認める書類を添付すること